表:学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準

種類	病名	出席停止期間
第一種	・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎　（ポリオ） ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（SARS） ・鳥インフルエンザ（H5N1） *「感染症予防法」第6条第7項に規定する指定感染症（新型インフルエンザ）	治癒するまで。
第二種	・インフルエンザ ・百日咳 ・麻しん（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふくか ・風しん（三日ばしか） ・水痘（みずぼうそう） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・結核	解熱した後２日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで。 解熱した後３日を経過するまで。 耳下腺の腫脹（腫れ）が消失するまで。 発しんが消失するまで。 すべての発しんが痂皮化するまで。 主要症状が消退した後２日を経過するまで。 ＊ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、こ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 （0157など） ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 〈その他の感染症〉 ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 ・流行性嘔吐下痢症　　など （感染性胃腸炎）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ＊条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症。

＊第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

＊第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

＊第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

＊インフルエンザと診断され自宅療養を行う場合には，容態が急変することもありえることから生徒が一人にならないよう配慮されることが肝要です。